

IV報告 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件(第100号議案関係分)

1. 趣旨

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格・職務・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度の現行の規定を改め、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化するための法律「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第37号）の施行に伴うもの。

2. 改正内容：神戸市下水道条例の一部改正

(1) 指定に関する欠格条項の見直し

排水設備の工事に係る指定（指定工事者の指定）の基準及び責任技術者に係る指定の基準について、成年被後見人等に関する欠格条項を見直し、以下のように改める。

指定工事者の指定基準	現行	<p>（工事に係る指定の基準）</p> <p>第8条の2 市長は、前条第1項又は第3項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定の申請をする者（法人にあつては、代表者）が<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。</u></p>
	改正案	<p>（工事に係る指定の基準）</p> <p>第8条の2 市長は、前条第1項又は第3項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定の申請をする者（法人にあつては、代表者）が<u>精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。</u></p>
責任技術者の指定基準	現行	<p>（責任技術者に係る指定の基準）</p> <p>第8条の9 市長は、前条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定してはならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 指定の申請をする者が<u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。</u></p>
	改正案	<p>（責任技術者に係る指定の基準）</p> <p>第8条の9 市長は、前条第1項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定してはならない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 指定の申請をする者が<u>精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。</u></p>

(2) 指定を受けた後の変更及び廃業の届出

指定工事者の廃業等の届出及び責任技術者の変更等の届出について、以下のように改める。

指定工事者の届出	現行	<p>(廃業等の届出)</p> <p>第8条の6 次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 指定工事者で個人であるものが死亡したとき。その相続人</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 指定工事者が業務を廃止したとき。指定工事者であつた個人又は指定工事者であつた法人の役員</p> <p>(6) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則により市長に提出した書類の記載事項に変更があつたとき。指定工事者</p>
	改正案	<p>(変更及び廃業の届出)</p> <p>第8条の6 指定工事者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 指定工事者で個人であるものが死亡したとき。その相続人又は同居の親族</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 業務を廃止したとき。指定工事者であつた個人又は指定工事者であつた法人の役員</p> <p>(6) <u>指定工事者で個人であるものが精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたとき。</u> 指定工事者又はその法定代理人若しくは同居の親族</p> <p>(7) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則により市長に提出した書類の記載事項に変更があつたとき。指定工事者</p>
責任技術者の届出	現行	<p>(変更等の届出)</p> <p>第8条の12 責任技術者は、氏名、住所又は所属に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、責任技術者証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 責任技術者が死亡したときは、その相続人は、死亡の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>
	改正案	<p>(変更等の届出)</p> <p>第8条の12 責任技術者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名又は所属に変更があつたとき。責任技術者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則により市長に提出した書類の記載事項に変更があつたとき。責任技術者</p> <p>(3) 死亡したとき。その相続人又は同居の親族</p> <p>(4) <u>責任技術者が精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたとき。</u> 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族</p> <p>2 前項第1号の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に責任技術者証を添付しなければならない。</p>

### (3) その他、文言整理

平成22年に「錮」が常用漢字表に加えられたことを受け、第8条の2第4号及び第8条の9第4号の「禁錮」を「禁錮」に改める。

また、「破産者」の文言について、第8条の2第5号及び第8条の9第3号の「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

### 3. 施行期日

令和元年12月14日（原則、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」公布の日から6ヶ月）

## 第100号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件  
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員退職手当金条例の一部改正)

第1条 神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第11条の3, 第12条の見出し及び同条第1項第1号, 第13条第1項第1号並びに第15条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和27年2月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例(昭和28年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「, 若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定による失職(特別職の職員で常勤のもの<sup>ニ</sup>の給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第1条に規定する者(以下「特別職に属する者」という。)にあつては, 同様の規定による失職)をし」を削り, 同条第4項中「, 若しくは失職をし」を削る。

第2条の2第1号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条第2号中「地方公務員法」を「法」に改め、「（同法第16条第1号に該当して失職（特別職に属する者にあつては、同様の規定による失職）をした職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第2条の3中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第3条第1項中「，若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定による失職（特別職に属する者にあつては、同様の規定による失職）をし」を削る。

附則第15項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に、「地方公務員法第55条の2第1項ただし書」を「法第55条の2第1項ただし書」に改める。

附則第16項中「地方公務員法」を「法」に、「地方教育行政法及」を「地方教育行政法及び」に改める。

（心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第4条 神戸市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年7月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同項第2号中「破産者であつて復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第10条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（神戸市下水道条例の一部改正）

第5条 神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第5号中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を

受けて復権を得ない者」に改める。

第8条の6の見出しを「(変更及び廃業の届出)」に改め、同条各号列記以外の部分中「次の各号」を「指定工事者が次の各号」に、「場合において」を「とき」に改め、同条第1号中「相続人」の次に「又は同居の親族」を加え、同条第5号中「指定工事者が」を削り、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 指定工事者で個人であるものが精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたとき。 指定工事者又はその法定代理人若しくは同居の親族

第8条の9第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第3号中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に、「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める。

第8条の12を次のように改める。

(変更等の届出)

第8条の12 責任技術者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は所属に変更があつたとき。 責任技術者
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則により市長に提出した書類の記載事項に変更があつたとき。 責任技術者
- (3) 死亡したとき。 その相続人又は同居の親族
- (4) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたとき。 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族

2 前項第1号の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に責任技術者証を添付しなければならない。

(消防団条例の一部改正)

第6条 神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中第1号を削り，同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め，同号を同条第1号とし，同条中第3号を第2号とし，第4号を第3号とする。

第9条第5項中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等に伴い，条例を改正する必要があるため。

神戸市下水道条例 新旧対照表 (ぬきがき)

( \_\_\_\_\_ は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(工事に係る指定の基準)

第8条の2 市長は、前条第1項又は第3項の指定（以下この条から第8条の4までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 指定の申請をする者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員，取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)) がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。

(5) 指定の申請をする者（法人にあつては、代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。

禁錮

精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(6)～(8) 略

(廃業等の届出)

(変更及び廃業の届出)

第8条の6 次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

指定工事者が次の各号  
とき

(1) 指定工事者で個人であるものが死亡したとき。 その相続人 \_\_\_\_\_

又は同居の親族

(2)～(4) 略

(5) 指定工事者が業務を廃止したとき。 指定工事者であつた個人又は指定工事者であつた

\_\_\_\_\_



法人の役員

---

---

---

---

---

---

(6) 略

(責任技術者に係る指定の基準)

第8条の9 市長は、前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の指定(以下この条から第8条の11までにおいて「指定」という。)の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

(1) 略

(2) 指定の申請をする者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過していること。

(3) 指定の申請をする者が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。

(4)～(6) 略

(変更等の届出)

第8条の12 責任技術者は、氏名、住所又は所属に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、責任技術者証を添えてその旨を市長に届け出なければならない。

2 責任技術者が死亡したときは、その相続人は、死亡の日から30日以内に、その旨を市長に届け

(6) 指定工事者で個人であるものが精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたとき。指定工事者又はその法定代理人若しくは同居の親族

(7)

禁錮

精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(変更等の届出)

第8条の12 責任技術者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は所属に変更があつたとき。責任技術者

出なければならない。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則により市長に提出した書類の記載事項に変更があつたとき。責任技術者

(3) 死亡したとき。その相続人又は同居の親族

(4) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたとき。責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族

2 前項第1号の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に責任技術者証を添付しなければならない。